

令和7年10月1日

お客さま 各位

島根益田信用組合

当座勘定規定の一部改定について

平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当組合では、令和7年10月1日（水）より、「当座勘定規定」を下記のとおり改定いたしますのでお知らせいたします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいておりますお客様にも適用されますので、ご了承ください。

記

1. 改定する規定

当座勘定規定

2. 改定日

令和7年10月1日（水）

3. 改定箇所

次頁以降の新旧対照表のとおり改正いたします。

以上

【お問い合わせ先】

島根益田信用組合 業務推進部 TEL：0856-22-3030

受付時間：月～金 9：00～17：00（祝日等除く）

当座勘定規定 新旧対照表(2025年10月改正) ※下線部が改定箇所

新	旧
7. (手形、小切手の支払等) (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 (2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 (3) 当座勘定の払戻しの場合には、<u>小切手または当組合所定の払戻請求書</u>を使用してください。 (4) <u>前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u>	7. (手形、小切手の支払) (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 (2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。 (追 加)
12. (手数料等の引落し) (1) 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落することができるものとします。 (2) 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当組合所定の手続をしてください。	12. (手数料等の引落し) (1) 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落することができるものとします。 (2) 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当組合所定の手続をしてください。
16. (印鑑照合等) (1) 手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 (2) 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、相当の注意をもって前記8.の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前記（1）と同様とします。 (3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、前記（1）と同様とします。	16. (印鑑照合等) (1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 (2) 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、相当の注意をもって前記8.の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前記（1）と同様とします。 (3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、前記（1）と同様とします。

新	旧
3 2. (保険事故発生時における預金者からの相殺) (1) この預金は、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、後記(2)から(5)までの定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。 (2) 相殺する場合の手続きは、次によるものとします。 ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳に届出の印章により記名押印して、直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合にはその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。 ②前記①の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当します。 ③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。 (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。 (4) 相殺する場合の外国為替相場については当組合の計算実行時の相場を適用するものとします。 (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。	3 2. (追 加)
3 3. (規定の変更) (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由が認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2) 前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 以上	3 2. (規定の変更) 条項番号の変更 以上